

初代日本丸の国重要文化財指定について

○飯田 敏夫*

1. はじめに 重要文化財とは

我が国に於ける文化財保護行政は、文化財保護法（以下法という。）に基づき行われている。法は文化財を保存し、活用して、国民の文化的向上を図ることを目的としている。法第2条において、有形及び無形文化財が定義され、有形文化財には建造物、絵画、彫刻、工芸品等の他、学術上価値の高い歴史資料も対象とされている。また、法4条において、所有者の心得として、文化財が国民の貴重な財産であることを自覚し、大切に保存し、公開する等文化的活用に努めなければならないとされている。

2. 帆船日本丸の文化財的価値

帆船日本丸の文化財としての価値について、文化庁の実地調査や、残存する文書図面等の調査の結果、以下の通り取りまとめられている。

(1) 造船技術史上の価値

- ・当時主流であったリベット横肋骨構造船の典型で、外板も建造当時の鋼材を約7割残し残存率が高いこと。
- ・帆走艀装において、若干の寸法変更は有るものの建造当初の姿を伝えていること。
- ・多数の実習生受け入れ等のため、各室を効率的に配し練習船の姿を伝えていること。
- ・補助機関として、国産初期のディーゼル機関を搭載し、現在も船内に据え付けられ、図面・記録類により、運転実績等が明らかなこと。

(2) 海運史上の価値

- ・戦前から戦後にかけて、時代の変化に対応しながら、船員養成システムの標準化と高度化に貢献し、海運界を支える船員を多数輩出したこと。
- ・戦中から終戦直後の船舶不足の時代に物資輸送、引揚輸送等に従事したこと。

(3) 文書・記録類、図面類の伝存

- ・「航海日誌」等の日誌類及び「甲板部来歴簿」等の記録類により、航海・運転の実際や船舶の検査や修繕の内容を知ることができること。
- ・各時期において作成された図面類により、船体、機関、各種艀装の品質構造、船内諸室の変遷を知ることができること。

3. 帆船日本丸重傷文化財指定の意義

近年世界遺産として、近代産業遺産が認定される等、文化財に関する認識が大きく変化してきている。我が国において文化財として歴史資料を指定するようになったのは、1975年（昭和50年）の法改正以降であり、加えて2006年（平成8年）の改正で、指定対象に科学技術が追加され、工業、産業関連の有形文化財も対象とされるようになった。同時に指定対象の年代も第2次世界大戦終結時までを対象とするようになり、近代産業遺産が指定されるようになった。このような流れの中、初代日本丸の重要文化財指定が行われた。帆船日本丸は文化財の分類として、美術工芸品の歴史資料（昭和）に位置付けられている。従来美術工芸品分野では指定されてこなかった大型のものであり、文化財の保護としては実績のない鋼鉄による建造物を保存していく上で、先駆的な取り組みが行われることとなる。

4. 今後の保存活用について

文化庁平成8年に「近代化の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議」を開催し報告書をまとめている。これを受け、建築物に関しては「保存活用計画」の作成を所有者に推奨している。帆船日本丸には生きた船舶【船舶検査証書の所有と、船舶原簿への登録】である姿での文化財としての保存と活用方法の確立が求められている。

また、従来の実施してきた総帆展帆や海洋教室を継続して実施すると共に、資料の整理と文化的価値の分かりやすい説明に取り組んでいく。

5. おわりに

重要文化財の帆船日本丸の生きた船としての保存活用は、初めての試みであり、今後試行錯誤を行いながらより良い方法を確立していかなければならない。そのためには関係各位の様々な協力が不可欠で、協力をお願いする。

また、諸外国では歴史を創った船を保存・復元・活用しており、それにかかる経費を寄付金で賄う文化が定着している。我が国においても、そのような寄付文化が育つことを期待している。

* 公益財団法人 帆船日本丸記念財団